

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內 東 亞 經 濟 研 究 所

# 東亞經濟叢論

第 三 卷 第 二 號

昭 和 十 八 年 五 月

滿洲經濟建設に於ける國家資本の地位……………經濟學士 島 恭 彦

唐代民間に於ける度量器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例……………文學博士 那 波 利 貞

南方社會の一考察……………經濟學士 鍵 本 博

山西の土法製鐵……………經濟學士 菊 田 太 郎

農産増強と滿洲開拓政策の課題……………經濟學士 山 岡 亮 一

支那蠶絲業の調整政策……………經濟學士 堀 江 英 一

佛印關稅制度の意義……………經濟學士 河 野 健 二

華北郵政人壽保險制度梗概……………法 學 士 青 谷 和 夫

(禁轉載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

# 佛印關稅制度の意義

河野健二

目次

一	序	言	二	同化關稅制度の意義	三	改正要求の立場
四	一九二八年の改正	五	結	び		

## 一 序

佛印をも含めて、一般にフランス領植民地の關稅制度は、十九世紀の末すなはち一八九二年において始めて成立し、この一八九二年の制度がそののち現在にいたるまでの約半世紀のあひだ植民地關稅制度の基本となつたものである。既にわたしは、二三の文獻によりつゝ、この一八九二年の制度の佛印への適用、およびそれに對する改正要求ならびに改正の結果について明かにしてきた<sup>1)</sup>。本稿においては、敘上の總括を試みつゝ、かゝる關稅制度およびその變遷が、フランス國民經濟および印度支那經濟に對して如何なる意義をもつてゐたであらうかをいはば試論的に明かにしておきたいと思ふ。

それに先立つてまづ、一八九二年の制度に至るまでのフランスの植民地に對する關稅政策の概略を述べること

佛印關稅制度の意義

第三卷 三三九 第二號 一四三

1) 拙稿『佛領印度支那の關稅問題』經濟論叢55卷4號および『佛領印度支那の關稅改正』經濟論叢55卷6號

が許されるならば、十六世紀から十八世紀までの所謂アンシャン・レジームの下において、先づその前期において植民地は特權會社の所有物として考へられ、したがつて植民地貿易はこれら數個の特權會社の獨占するところとなり、外國人が植民地貿易を營むことは勿論、フランス人すらも特權會社のメンバーでないかぎり、植民地との取引を行ふことは出来なかつたのである。<sup>2)</sup>その後、此等の獨占貿易の特權が次第に制限されてゆき、遂には國民の誰もが植民地貿易に携はることを許されるに至る。これがアンシャン・レジーム後期の様相である。もつとも此の場合においても植民地貿易は、フランス人にかぎつて特定の上納金 (redevance) を納める場合にのみ許されたのであつて、外國人に對しては禁止されてをり、又その貿易の内容とするところも本國商品を植民地に賣込むことゝ植民地産物をすべて本國へ賣らすこととの二つの方法しか許されなかつた。<sup>3)</sup>植民地協約 (paix coloniale) と呼ばれ、排他的制度 (régime exclusif) と呼ばれるものが之であつて、この場合には一方では植民地貿易をフランス國民の獨占とするともに、他方では貿易の直接的な統制を行つたわけである。關稅政策について見るならば、この時代には植民地向けの本國商品にも關稅がかげられたし、植民地物産の本國への輸入に對しても同じく關稅が賦課せられ、植民地は恰かも外國と同様の取扱ひを受け、言はゞ本國以下の存在として扱はれ、本國と同等あるひは本國の一部としては考へてをらず、又その關稅も主として財政的性質のものに過ぎなかつた。

フランス革命は一切の特權を廢止し、植民地の外國との取引を認め且つ植民地物産に對する關稅を全廢したが現實には植民地は多く敵國の手中に陥ちてゐたために、かゝる規定も實效はなく、加ふるに執政官時代には全面的反動が現はれ、排他的制度へ復歸した。王政復古期に入るとともに排他的制度は少しづつ緩和されて、或ひは

2) Arthur Girault; The Colonial Tariff Policy of France, 1916. p. 11.

3) Bertrand Nogaro et Marcel Moye; Le régime douanier de la France. 1931. p. 172.

貿易の自國船主義を修正し、或ひは外國品の植民地輸入とか植民地間の取引とかを次第に緩和したりしたが、然しこれらの措置はあくまで例外的であつて、その間に根本的な變化は見られなかつた。<sup>4)</sup>

一八四〇年以後イギリスが自由貿易を採用するに至るとフランスは約二十年イギリスよりも遅れて一八六〇年頃すなはちナポレオン三世の時代から自由貿易を採用するやうになり、植民地貿易も之によつて著しい變化を受けるに至つた。かくして従來の制限的な制度は廢止されて、植民地と外國との貿易すなはち植民地物産の外國への輸出および外國品の植民地への輸入は共に自由に許されるやうになり、主要な植民地に對しては關稅自主權が與へられて各植民地がそれ／＼特殊な關稅制度を施行してもよいこととなつた。<sup>5)</sup>尤も此の時代は自由貿易の全盛時代であつたため植民地においても關稅の撤廢・無稅輸入が廣く行はれ、關稅政策もしたがつて極めて消極的であつたことは勿論である。しかし、元來フランスにおける自由貿易はフランス經濟自體の内面的な要求に導かれて成立したのではなくして、むしろ一八六〇年の英佛協定の結果イギリスによつて強制された自由貿易であり、イギリスが大陸に對して行つた經濟的クーデタであるとも言はれてゐるやうに、<sup>6)</sup>之によつて植民地貿易を外國に解放することは、劣勢なフランス産業にとつてかなり深刻な打撃であつた。したがつてフランスの植民地貿易政策が、其後まもなく約二十年のうちに於いて再び保護主義に復歸したことは、むしろ當然と言はなければならぬ。

かくして一八八〇年代より以後、フランスの政策は再び新たな段階に入つたのであるが、その結果は嘗つての排他的制度へ復歸したのではなくして、革命時代にその片鱗を見せたところの同化關稅制度(*assimilation douanière*)を新しく再現した。同化關稅制度は一八八四年以來アルジェリアは、一八八七年より印度支那に部分的に

4) Arthur Girault; *Principes de colonisation et de législation coloniale*. Tome III. *Notions économiques*. 2<sup>ème</sup> partie. 1930. p. 368.  
5) B. Nogaró et M. Moye; *ibid.*, p. 177.  
6) B. Nogaró et M. Moye; *ibid.*, p. 50.

施行されたが、遂に一八九二年の法律によつて植民地貿易政策の基本的規定となるに至つた。佛印すなはち佛領印度支那聯邦が成立したのは、丁度一八八七年のことであるから、佛印の關稅制度は、交趾支那を別とすれば、フランス貿易政策の新たな轉換とともに始まるわけである。

## 二 同化關稅制度の意義

同化關稅制度は以上のやうな歴史的經過をたどつて成立した。こゝで極めて簡単にその内容とするところを記せば次の通りである。<sup>1)</sup>まづ植民地の全部を分類して同化根民地と非同化植民地の二つのグループに分け、第一のグループたる同化植民地には舊植民地と呼ばれるアメリカ洲植民地と印度支那、およびアフリカのレユニオンとガボン、大洋洲のニューカレドニア等フランス領植民地のうちで經濟的な重要性をもつものを之に含め、フランス領西アフリカ・フランス領印度・マダガスカル等を非同化植民地として、さらに特殊事情のあるアルジェリア・チュニス・モロッコのフランス領北アフリカは此の分類から除外して、それぞれ別個の特殊關稅制度を施行することとした。佛印はかくして同化植民地に編入されて、謂はゆる同化關稅の對象となつたが、この制度の主たる内容とするところは次の二點である。

(一) 佛印への輸入において、フランス商品は無稅とされるとともに、外國商品はそれがフランス本國へ輸入されるときと同じくフランス本國の關稅を徵收される。つまり佛印は本國と同一の關稅制度の下に置かれ、この限りでは本國の一部として取扱はれる。

1) Raoul L. M. Colas; Les relations commerciales entre la France et l'Indochine. p. 14.

(二) 佛印の産物がフランスへ輸入される場合には、商品の種類によつて異なるけれども、主要物産に對してはフランス本國が同種の外國品に賦課する最低稅率の更に半額が徵收される。したがつて本國商品の印度支那への輸入が無稅であつたにもかゝはらず、印度支那産物が本國へ輸入されるときには關稅が賦課せられ、佛印は言はゞ外國に準じた取扱ひを受けるわけである。

これによつて見れば、同化關稅制度は一方では植民地市場を本國産業のために確保するとともに、他方、植民地物産に對しては本國市場を解放しないといふ特徴的な本國中心主義によつて導かれてゐたことが分かる。かうした本國中心主義が採用された言はゞ世界經濟的な原因に關しては、それが十九世紀末から二十世紀にかけての世界市場爭鬪戰あるひは根拠地獲得のための競争に基いてゐたであらうことは見易いところであるが、然しながら他國と比較して何故フランスがかやうに極端な本國中心主義を採用したかの問題は、一にフランス經濟そのものゝ特質と關聯せしめることなくしては了解しがたい問題である。

近代フランスの經濟がイギリスに比べてその發展において遅れを示してゐるといふことは、一般に言はれてゐるところであり又それは事實である。しかし問題のこのやうな解き方は、言はゞイギリス的なフランス經濟の見方であり、それによつてフランス經濟の特殊性を明かにし得るとは考へられない。問題はおそらくかゝる立遅れが一體なにに由來するかといふことゝ、それによつてフランス經濟が如何なる構造を帯びるに至つたかを究明するところに存すると思はれる。そのうちフランス經濟の立遅れを來さしめた根本的な原因をさぐることは、最も重要なその故に最も困難な問題であらうと思はれるが、本稿の直接の問題ではない。こゝではそれによつて形

成された十八・九世紀を貫徹するフランス經濟の特質と言はれるものを、同化關稅制度の理解に必要なかぎりにおいて明かにしておけばよいからである。

フランスに於る資本主義の起源を何時に求めるかに就いては問題もあるが、とにかく近代機械制工業の醒しい發展はフランス革命を経た遙か後の一八四〇年乃至五〇年に至つて始めて之を見ることが出来る。これらの近代工業は一八二五年以後イギリス製機械の輸入が行はれるに至つて始めて可能となつたものであるが、しかも其後の發展において近代工業の對象とされたものは紡績工業・羊毛工業・絹工業などの輕工業を主としてをり、製鐵・機械工業はこれに促がされて發展を見たとは言ふものゝ、十九世紀の中葉においてすら殆んど言ふに足りない有様であつた。<sup>2)</sup> 又そのことに制約されて輕工業自體の基礎もまた薄弱であり、外國との競争に堪へるためには多くの保護が與へられねばならなかつた。これをフランス經濟の特質の第一點としておかう。

フランスの工業が右のやうな性格をもつてゐたのに對應して、次には工業に對する農業の比重が極めて大きいことが擧げられる。十九世紀末において全人口に對する農民の割合は約六割に達し、農民はフランス人口の基本をなしてゐることがわかる。しかもこれらの農民の七割が自作農であつて、細分された土地での傳統的な農業經營に従事し、謂はゆる農業の近代化は全く進行してゐない。<sup>3)</sup> フランス農業は、したがつてフランス經濟において重要な地位を占めてゐると同時に、その經營方法において極めて舊式であるために絶へず保護が加へられなければ存續し得ない。フランス農業は、保護なくしては外國あるひは植民地の農産物に對抗することが出来ないからである。これがフランス經濟の第二の特質である。なほ附言しておくならば、以上のやうなフランス經濟の狀

2) 例へば Henri Hauser; Les debuts du capitalisme. Henri Sée; Les Origines du capitalisme moderne. 等參照.

3) 宮本又次氏; フランス經濟史概説, 252頁

4) 同上, 282頁

態であつたから、古くからこの國に蓄積された資本は國內においては適當な投資先を見出すことができず、勢ひこれらの資本は海外に流出して外國に對する借款あるひは外國公債の買入れに従事することとなる。フランスが國際金融の上で演じた役割および國內における金利生活者の増大は、かうした事情に基くものと考へられる。更に又この同じ事情がフランスをして植民地の獲得に向はしめたものと推測される。

極めて概括的ではあるが、大體近代におけるフランス經濟の特質をこのやうなものとして考へつゝ、いま一度さきに述べた同化關稅制度を採り上げて見よう。一八九二年の同化關稅制度の第一點は、フランス商品の佛印への輸入を無稅とするともに外國商品の佛印への輸入に對しては、それが本國へ輸入されるときと同率の關稅を賦課することによつて、その防遏をはかることに在つたが、これは元來劣勢なるフランス産業ことに纖維産業に對して植民地市場を確保せんとする要求に出でたものであることは明瞭であり、ことに佛印向けのフランス商品の筆頭の占めたものが、他ならぬ綿製品であつたことと考へ合はすならば、同化關稅の第一の目的が本國綿業を外國の競争から擁護することにあつたことを知ることができる。<sup>5)</sup> 同化關稅制度の第二の點は、佛印産物の本國への輸入に關するものであるが、フランス本國が同化關稅を唱へながら佛印産物の本國輸入に當つて關稅を賦課し或は特惠を與へるのを拒んだことは、それによつて本國の財政收入を潤したといふ事情もあつたであらうが、前に述べたフランス農業の特質に顧みるときは、より根本的にはフランス本國の農業をそれによつて擁護せんとする意圖に出たものと考へられる。なぜなら佛印の輸出し得た産物のうち最も重要なものは米および米製品であり、フランスの佛印からの輸入においても佛印米の輸入が第一位を占めてゐるからである。事實、一九二八年の

5) Arthur Girault; Principes de colonisation et de législation coloniale. p. 388.



改正によつて佛印米の輸入税が撤廢されたとき、最も強硬に反對した者は本國の小麥生産者であつた點より見て、このことは承認されるであらう。<sup>6)</sup>

### 三 改正要求の立場

佛印の同化關稅制度は、右に述べたやうな内容と意義とをもつものであつた。それは本國の工業と農業とを維持し發展せしめるために考案されたものであつて、植民地自身の利益のために施行されたものではなかつた。したがつてそれは施行と殆んど時期を等しくして、多くの反對論に遭遇しなければならなかつた<sup>1)</sup>。同化關稅制度の改正を要求するこれらの反對論は、その後四十年の長きに亘つて執拗にくりかへされ、遂に一九二八年の改正を見たのであるが、それではこれらの反對論は如何なる論據から主張され、如何なる立場に據つてゐたのであらうか。このことが次の問題となる。

元來、佛印の經濟は米を中心として成立してゐるものであり、周知のやうに、その生産は安南人の小作農または小農民の手によつて行はれ、その生産物を蒐集し、加工し、輸出する業務はすべて華僑の獨占するところとなつてゐた<sup>2)</sup>。ところでフランスの佛印への進出とともに、これらの米がフランス本國へも輸出されるやうになつたものであるが、佛印へ進出したフランス人の重大な關心事は、これらの米貿易を支配することに在つたわけである。フランス人は先づ佛印米のフランス向け貿易に従事すると共に、華僑との結合を緊密にし、更には佛印米の貿易を通じて華僑を金融的にも支配せんとし、それによつて佛印經濟との結びつきを一層強くしたわけである。

6) Y. Pégourier ; Le marché du riz d'Indochine. 1937. p. 96.

1) 拙稿『佛領印度支那の關稅問題』經濟論叢55卷4號

2) 拙稿『印度支那におけるフランスの經濟政策』東亞經濟論叢2卷1號

したがつてこれらの貿易業者は、佛印米の市場獲得を重視せざるを得ず、そのためには佛印にとつて有利な關稅制度が與へられねばならぬことを主張し同化制度の改正を要求したわけである。したがつて、かうした改正要求は貿易業者を通じて佛印經濟の特質につながつてゐたと言ふことができる。なほこれらの貿易業者は多くその本據をマルセイユ、ポルドーなどの本國に置き、ひろく中繼貿易に従事することを任務としたために、北部の工業家が要求した同化關稅制度による保護貿易主義とは異つて、自由貿易の主張者として同化關稅制度の改正或ひは撤廢を熱心に主張したのである。

かくして、これらの改正要求の中心と見らるべき點は次の二つである。その第一は次のやうな根據にもとづいて主張された、すなはち佛印はフランスの植民地ではあるけれども、その地理的位置において本國から極めて遠くへだたつてゐるばかりでなく、アジア諸國の中心に位置してゐる關係上、その經濟狀態は本國と著しく異なつてゐるばかりか、近隣のアジア諸國との間に古來から特殊の經濟關係を存續せしめてゐる。このやうな佛印に對して本國の關稅をそのままに適用することは素より不都合であり、『古い國のために作られた着物を、無理矢理に新しい國に着せやうとする』<sup>4)</sup>やうなものである。同化關稅制度のために、佛印と近隣諸國との貿易は甚だしく阻害されざるを得ない。それを回復せしめんがためには同化關稅に對する例外を認めて佛印の特殊事情を考慮した特別稅率が佛印に對して施行されねばならぬといふのがその主張であつた。つまり同化關稅制度はフランス本國の關稅を佛印に對しても施行したために、從來佛印が日本および支那から輸入してゐた商品は關稅障壁のために輸入されなくなり、このことは日本および支那をして從來購入してゐた佛印米の輸入を制限あるひは禁止するに

3) Arthur Girault ; ibid., p. 389.

4) Arthur Girault ; ibid., p. 348.

至らしめる危険があり、もしさうなれば佛印米貿易業者が蒙る打撃は明瞭であるからである。したがつて同化關稅の例外として特別稅率をこれらの日本へ、支那商品に適用し得るならば、その危険を回避し得る筈である。佛印米は、その本國への輸入において特惠的な取扱ひを受けてゐるとはいへ、本國の輸入量は佛印米の全輸出量から見れば、約三分の一にすぎず、残りの三分の二は近隣のアジア諸國へ賣込まなければならなかつたから、特別稅率設定の必要は更に一層大なるものがあつたわけである。<sup>5)</sup>

改正要求の第二の點は、佛印物産の本國輸入にあつて同化關稅制度が賦課してゐる半額稅を撤廢してすべてを無稅とせよといふに在つた。本國商品が佛印へ無稅で輸入され、且つ本國關稅が佛印にも施行される以上、本國と佛印とのあひだに相互免稅制度を樹立して、佛印産物の本國への無稅輸入を認めることは、當然の措置でなければならぬと言ふのがその主張である。この要求においても佛印米貿易の増大が意圖されてゐることは言ふまでもないところである。關稅改正の要求の主なる中心點は以上の二つと見られるが、その第一點は佛印市場を日本および支那商品に對して、或る程度その開放を要求するものであり、このことはフランスの纖維工業の利益に反する性質のものであつた。その第二點は佛印産物の本國への自由流入に關するものであり、これは本國農業にとつて危険な競争を招來する可能性があつた。改正要求のうち更に急進的なものは、同化關稅制度をすべて撤廢して、各植民地に關稅自主權を與へ、植民地をしてみづから自己の關稅制度を設定せしむべしとするものもあつたが、<sup>6)</sup>かうした要求が本國經濟の利益に著しく反するものであつたことは言ふまでもなく、到底その實現は不可能であつた。それは別として、さきの二つの改正要求にしても、その後四十年の間、承認されなかつたことは

5) 例へば Raoul L. M. Colas; *ibid.*, p. 32. 參照

6) Raoul L. M. Colas; *ibid.*, p. 28—30.

同化關稅制度がいかにフランス本國の側にとつて重要なものであつたかを示すものであり、そのことは又フランス經濟の特質を顧みることによつて始めて了解される事柄である。

#### 四 一九二八年の改正

同化關稅制度は、その後の情勢の變化に伴つて部分的な修正は加へられたが、しかしその原則にはなんらの變更も見られずして存続した。<sup>1)</sup>したがつて佛印經濟の側からする前期の改正要求は、第一次の世界大戰を通ずる期間においても實現を見ることが出来なかつたわけである。然るに一九二八年に至つて、遂に同化關稅制度の改正を見ることとなり、結局さきに述べた改正要求の二つの點は承認されることとなつた。しからば一九二八年の改正は佛印側の要求を承認することによつて本國が讓歩を示したのであると見られるであらうか。

第一次世界大戰から世界恐慌を通ずる時期において、植民地の重要性が著しく増大したことは一般に認められるところである。従來は、植民地が本國に對して依存する傾向が強かつたけれども、この時期においては逆に本國が植民地に依存するやうになつたと言ふことができる。このことは次の二つの事柄を意味してゐる。すなはち先づ本國の側から言へば、本國の貿易において對植民地貿易の占める割合が増大したことが擧げられる。<sup>2)</sup>世界市場が自由に開拓し得た時代においては、本國産業はその市場を植民地以外にも求めることが出来たし、そのほうが有利とした場合もあつたであらうが、世界經濟のブロック的對立が顯著となるにつれて、植民地市場の重要性が次第に加はり、本國産業はいまや植民地市場に依存せざるを得ないこととなる。次に、植民地の側から見れば

1) 前掲抽稿『佛領印度支那の關稅問題』參照

2) Maurice Guernier; Essai sur une politique économique de l'Empire français. 1937. p. 44.

このことは當該植民地の貿易において對本國貿易の占める比重が次第に減少してゆく過程である。植民地はその必要とする製品を本國からではなく他の何れの諸國からでも求めることができるし、さらに植民地の工業化が進行する場合には自らそれを供給し得るやうになるのみならず、この場合には從來本國へ供給してゐた原料の輸出も減少することとなり、對本國貿易はかくして益々その重要性を喪失するに至るからである。

かうした言はゞ二つの過程の複合によつて、植民地に對する本國の依存傾向は決定的となつたと考へられるがこのことは齊しく佛印についても言ふことが出來、フランス産業にとつても佛印市場の重要性は益々加はつてきたものと言はなければならぬ。すなはち第一次大戰のち日本の輸出力が著しく増大し、支那の工業化も進展するにつれて、これらの東洋産商品は一般關稅率の障壁をも突破して元來親近性のある佛印へ流入せんとする形勢を示すに至り、フランス本國産業はこれに對する對策の必要に迫られたのである。前にも述べたやうに、改正要求の第一點は、特別稅率制度を施行することに在つたが、その主旨は特別稅率によつて東洋諸國の商品に或る程度の減稅をあたへ、その代償として佛印産物とくに米の輸出増大を意圖するものであつた。したがつてかゝる要求は、世界市場戰が激しくなるとともにそれ自身としての重要性を失つてしまつたが、しかし特別稅率制度の構想は、この時に新なる意義を附與せられて實現せしめられた。といふのは、本國産業の危機に直面したフランスは特別稅率制度を佛印に施行し、それによつて佛印關稅を本國の一般稅率よりも更に高率のものたらしめ、もつて佛印市場の遮斷を一層嚴重にしやうと計つたからである。かくして改正要求の第一點は、前とはまつたく逆の意味において承認されることとなつた。

3) Maurice Guernier; *ibid.*, p. 70.

4) 前掲拙稿『佛領印度支那の關稅改正』

改正要求の第二點は、佛印産物の本國への無税輸入を主張することに存した。前にも述べたやうに、佛印市場に對する依存性を強めてゐたフランスは、本國と植民地との結合を出來得るかぎり緊密にして、もつて一大植民帝國を建設せんとする要求を感じてゐたのであるが、そのためには單に本國商品の植民地輸入を無税とするだけではなく、植民地物産の本國への無税流入をも認めて、その間に相互免稅制度を實現して植民地側を満足せしめる必要に迫られたと考へられる。ところで本國へ輸入される主要物産のうち大戰後著しく發達したゴムについては問題はないが、佛印米の輸入を無税とすることについては、前述のやうに問題の餘地を存した。しかし結局一九二八年の改正は、一應すべての植民地物産の無税流入を認め、改正要求の第二點もまた承認されることとなつた。<sup>5)</sup>とはいへ、フランスが外國植民地から輸入した植民地物産も無税あるひはそれに等しい待遇を受けたためにこの改正によつて佛印物産が特惠的な取扱ひを受けるに至つたと言ふことは出來ず、加ふるに米の無税輸入については直ちに本國の小麥生産者の反對運動を惹き起し、ために佛印米については再び關稅が賦課され、かくして結局のところ佛印側の要求が全面的に容れられたと見ることは出來ないのである。<sup>6)</sup>

かくして一九二八年の改正制度は、主として次のやうな内容をもつものであつた。第一に佛印は從來の通り同化植民地に編入される。第二に本國商品の佛印への輸入は從來の通り無税とされるが、佛印物産の本國への輸入もまた無税とされる。第三に外國品の佛印への輸入に關しては、原則として從來のごとくそれが本國へ輸入されるときと同一の關稅を賦課されるが、これに對しては佛印側から除外例付與を本國に請求することが出來る。このやうに一九二八年の改正は、佛印に同化關稅を施行するとともに、本國と佛印との間に相互免稅制度を確立す

5) 前掲拙稿『佛領印度支那の關稅改正』

6) Yves Pégourier; *ibid.*, p. 96.

ることによつて謂はゆる關稅同盟を實現し、さらに本國稅率に對する除外例制度を擴充して佛印が特別稅率制度を享受しうる途を開いたのである。この改正は、形式的には前述の改正要求と合致するものであるけれども、しかしそれは單に佛印經濟あるひはそれを代表する貿易業者の要求の結果として實現したものではなくして、新たな現實の發展とともに從來とは異つた内容をもつものとして始めて成立したことに注意しなければならぬ。本國經濟の要求は、これによつて少しも阻害されてゐないばかりか、反つてその要求を一層效果的に貫徹したところに本改正の眼目が存したのであり、その限りにおいて佛印の特殊事情が參酌されたにすぎないものと見るべきであらう。

## 五 結 び

以上わたしは佛印關稅制度の基本をなす一八九二年の制度を採り上げ、それをフランスの佛印に對する經濟政策の表現に他ならないと考へて、それとフランス經濟との繋りを問題とし、次にはこの關稅制度に對する改正要求がいかなる立場から主張されたかを尋ねつゝ、それを一先づ佛印經濟の側からの要求であると考へた。かくして最後に、この本國經濟の立場と佛印經濟の立場との對立が一九二八年の改正によつて如何に解決されたかを問題にしつゝ、結局その外觀にも拘らずこの改正によつて本國經濟の要求が貫徹されたといふ結論に到達したのである。問題の範圍はきはめて廣汎にわたり且つすこぶる複雑であるため、論證不充分的點を多く残したが、一應の展望を與へ得たとするならば幸ひである。

7) B. Nogaro et M. Moye; *ibid.*, p. 202.

8) Vital Talon; *Le régime douanier de l'Indochine*. 1932. p. 158. et suiv.